

令和元年9月27日

各 部 局 長
教 育 次 長 様
消 防 長

財 務 部 長

令和2年度予算編成方針について（依命通達）

1 国の動向と地方財政の課題

国の令和2年度予算の概算要求に当たっては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

また、「令和2年度の地方財政の課題」において、地方団体は少子高齢化に対応した人づくり革命や、防災・減災、国土強靱化をはじめとする暮らしの安全・安心の確保などの取組を進めるとともに、今後策定される予定の新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、引き続き、地域の実情に応じた地方創生を推進することができるよう、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むことが示されている。

さらに、業務プロセス・情報システムの標準化等の行政のスマート化に向けた取組、Society5.0を支えるICTインフラの整備推進、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進等による財政マネジメントの強化が地方団体における課題とされている。

2 市財政の現状と課題

上記のような方向性が示される中、景気の回復基調及び緑が丘西地区の開発の進展等に伴う市税の堅調な伸びを背景に、本市の財政力指数は県平均より高い数値となっている。

しかしながら、平成30年度普通会計決算では、過去、多額の費用を要する大型建設事業の財源に地方債を活用してきたことによる公債費の高止まり、少子高齢化の進展等に伴う扶助費の増加、業務の民間委託の増加等に伴う物件費の増加等を要因として、経常収支比率は対前年度比1.5ポイント増の97.1%と過去20年間でも最高となっている。

この経常収支比率の高止まりによる財政硬直化の速やかな改善は本市の財政健全化に向けて最も重要な課題といえる。

また、地方債現在高は、対前年度比4.8%、約26億円減の約520億円となり、実質公債費比率は0.4ポイント減の6.4%、将来負担比率は14.9ポイント減の18.6%と一定の改善が見られたが、公債費負担比率は14.5%と0.4ポイント悪化しており、公債費の高止まりは当面の間続く見込みとなっている。

財政調整基金についても、その醸成が進展しておらず、有事の際における財源不足が懸念されるところである。

このように本市の財政状況は依然として厳しい状況であり、市議会からも今後の財政運営を危惧する声が上がっており、財政健全化が強く求められている。こうした中で、少子高齢化対策、防災・減災、公共施設等の適正配置等の課題に対応するための財源を生み出すためには、全職員の財政状況の理解と問題意識の共有に基づき、これまで以上に抜本的かつ具体的な取組が必要となっている。

3 予算編成の基本的方針

令和2年度当初予算編成に当たっては、「財政運営の基本的計画」の中長期財政収支見通しにおいて、大幅な歳出超過が見込まれていること、また、引き続き、扶助費、物件費、公債費などの増が見込まれ、経常経費のさらなる縮減を講じない限り、経常収支比率の上昇は避けられず、投資的経費や新規事業に取り組む財源を確保することが困難な状況となっている。

このことから、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、全ての事業について緊急性や必要性、費用対効果を十分に検証した上、1円たりとも無駄にしない姿勢で見直しに取り組

む必要がある。

そのためには、各部課長がリーダーシップを強く発揮しつつも、各部局の各事業における最適化のみを目指すのではなく、庁内全体で組織間の連携を密にし、オール八千代の視点で、将来を見据えた持続可能な財政運営を推進することが必須と考えられる。

こうしたことを受け、以下の基本の方針に基づき予算編成を行うこととする。

【基本の方針】

- (1) 経常的経費については、経常経費充当一般財源（歳出）を、経常一般財源等（歳入）以下とし、歳入に見合った予算編成を行う必要がある。そのために、行財政改革推進本部会議での検討事項を踏まえ、行政サービスのあり方を再検討し、義務的経費を含め、事業の統廃合も視野に入れた大胆な見直しを積極的に図ること。
- (2) 「第4次総合計画後期基本計画」における計画事業の実施時期や内容、優先度、市民ニーズ等を検証し、財政状況等を勘案した上で、事業の見直しや先送り等も検討することとし、実施中の事業であっても経費の節減に努めつつ、同計画に掲げた施策の効果的かつ着実な推進に配慮すること。
- (3) 公共施設の老朽化対策や待機児童対策などの子育て支援策など、市民の安全・安心に関する喫緊の行政課題に対応するための経費を、優先度を考慮しながら適切に予算要求すること。また、公共施設の老朽化対策に当たっては、「公共施設等総合管理計画」の趣旨に鑑み、公共施設の再配置、統廃合を含めた全体最適化を図ること。
- (4) 「第2次行財政改革大綱後期推進計画」に掲げた取組項目の適切な推進、徹底した事務事業の見直し、収入確保の取組の強化、スクラップアンドビルドの徹底を図るものとし、積極的に予算要求に反映させること。
- (5) 各事業の実施に当たっては、国・県の補助制度、他団体の助成制度等について、幅広い視点から検討の上、積極的に活用し財源の確保に努め、他の地方公共団体の先進的な取組についても積極的に参考とすること。

また、各事業の成果について、市民に対し明確に説明ができることを前提とした予算要求とすること。

- (6) 「使用料・手数料設定ガイドライン」に基づき、受益者負担の原則に立って施設等の維持管理・運営に係る経費を算出し、適正な使用料・手数料の設定を行うこと。
- (7) 市単独で実施している補助金及び扶助費について、必要性等を厳格に検証し、事業内容の見直し、整理統合、廃止の検討をすることとし、検討結果を要求に反映させること。
- (8) その他、予算編成上の詳細については、予算編成要領を参照すること。